

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 20 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21730006

研究課題名（和文） 法概念の論理的分析

研究課題名（英文） Logical Analyses of Concepts of Law

### 研究代表者

足立 英彦 (ADACHI, Hidehiko)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：30397202

研究成果の概要（和文）：本研究は、多様な法概念とそれらの相互関係を、現代（非古典）論理の論理式で表現することを目標とした。本研究を通して、語用論的な法概念の構造を分析し、また、授權規範を2階の述語論理の論理式で表現できることを指摘した。さらに、道徳規範と法的権利の論理的関係についても説明した。条件法の問題や、様相と条件法の関係の問題については、今後の検討課題とした。

研究成果の概要（英文）：In this study, I tried to express different concepts of Law and relations of them in logical forms of modern (non-classical) logics. Thorough this study, I analysed the structure of the pragmatic concept of law. I also pointed out a possibility to express logical forms of “norms of competence” in forms of the second order predicate logic. Furthermore, I explained a logical relation between moral norms and legal rights. Some problems of conditionals and of relations between modalities and conditionals remained unresolved.

### 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：法理学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学，法概念

#### 1. 研究開始当初の背景

法理学は、法の内容・法解釈の方法・正義の理念を主な研究対象とする学問分野であるが、その中でも法の内容を扱う「法概念論」は、法理学の中核的部分であると同時に、法

情報学の基礎理論の一部である。この法概念論は、「法とは何か？」という問題を扱う理論のことであり、実定法学にとっても法実務にとっても不可欠の理論である。しかしながら、これまでのところ、法概念論に関して、多くの人々が納得するような共通理論は発

見られておらず、むしろ非常に多彩な主張が入り乱れてなされているのが現情である。

ところで、様相論理などの現代（非古典）論理学を法概念論に応用しようという試みは、これまで、あまりなされていないように思われる。論理学を法学に応用しようという試みとしては、法律エキスパートシステムの開発を挙げることができるものの、これは、法実務を補助するための論理プログラミングの可能性を探求するものであり、法理学的課題への取り組みを主要な目的とするものではなかった。

これに対して本研究は、法理学的な関心を主発点とし、現代論理学の方法を用いて、これまで主張されてきた多用な法概念論を整理し、相互の関係を明確にすることによって、今後のより建設的な理論展開の基盤を提供しようとするものであった。

## 2. 研究の目的

法概念論は法理学の中核的部分であるので、それに関する国内外の研究論文は非常に多数存在する。しかしながら、既に述べたように、様相論理などの現代論理学の成果を法概念論の整理のために応用しようとする試みは、これまでほとんどなされていないように思われる。

本研究の研究代表者は、様々な法概念論を整理する基準の一つとして伝統的に議論されている論点、すなわち、法概念に道徳が含まれるか否かという論点について、本研究の開始前に初歩的な整理を行い、学会で報告していた。その報告では、述語論理的に4種類の、さらに様相論理的に2種類の法概念論がありうるので、結局、8種類の法概念論がありうるのではないかと、という提案をした。本研究は、この8分類を出発点として、このような分類は本当に適切であるのか、他の分類方法はないのか、といった法概念論に関わる諸問題と取り組み、また、現代論理学の研究も並行的に行いつつ、最終的には、これまで主張されてきた多用な法概念論を整理し、それらの相互関係を明確にすることによって、今後のより建設的な理論展開の基盤を提供することを主要目的とした。

なお、本研究にあたっては、とくに可能世界意味論に依拠することによって、伝統的に「概念」「本質」といった言葉の「内包」と呼ばれる不定形な観念を「外延」化し、イメージしやすいものに還元してしまうことによって、なるべく平易な理論を構築することも心がけた。

## 3. 研究の方法

本研究を遂行するためには、現代論理学のさまざまな分野に関する基礎的理解が不可欠である。このため、本研究のすべての期間にわたって、現代論理学に関する研究を継続した。また、法情報学や論理学に造詣の深い研究者の助言を得ることも重要であるため、法情報学関係の研究会に参加するなどして、知見を広げるよう努めた。

外国の研究者との交流も進めた。2010年11月には、ドイツ・キール大学のカーステン・ベッカー（Dr. Carsten Bäcker）助手に来日してもらい、講演をしていただくとともに、本研究に関して意見交換を行った。また、2011年8月には、ドイツ・フランクフルト（Frankfurt am Main）で開催された法哲学社会哲学国際連合第25回大会に参加し、異なるテーマで2回の報告を行った。さらに、2012年10月には、『Logik im Recht（法における論理）』という図書の著者であるドイツ・フランクフルト（Frankfurt an der Oder）大学のヤン・C. ヨエルデン（Prof. Dr. Jan C. Joerden）教授と意見交換を行った。同年11月には中国・長沙で開催された法思想史関係の研究会でも報告をした。

本研究の研究報告も定期的に行った。上記の国外での3回の報告の他に、国内の研究会で6回の報告を行い、国内の学者から助言を受けた。

## 4. 研究成果

(1) まず、法という集合の基本要素である法規範に関して、法規範自体とその妥当性（有効性）とを区別する場合、法規範は必然的に妥当性主張を掲げているという語用論的な法概念が可能になること、さらに妥当性の条件として内容の正当性を含めるか否かで、自然法論的な法概念と実証主義的な法概念の区別が可能になる、という整理を行った。

(2) 法規範の分類の一つとして、行為を命じる行為規範と、規範制定の権限を与える授權規範を分けるということは従来の法概念論でも行われてきた。この点に関して本研究では、前者の行為規範は一階の述語論理の論理式を用いて、後者の授權規範は、二階の述語論理の論理式を用いて表現できる、という着想を得た。しかしながら、二階の述語論理を含む高階述語論理は、現代論理学の中でもかなり高度な分野であり、この着想を十分に発展させることはできなかった。

(3) 前項で触れた授權規範によって定められる規範の立法者と、その規範によって義務を

課される者（規範の名宛人）が同一であるなら、その授權規範は、自己決定の権限を各自に与えるものである。そのような権限に基づいて定められた規範を道徳規範とみなすなす場合、その道徳規範から、その立法者の権利主張（道徳的な行為をすることを妨げないことを他者に求めること）を論理的に導き出すことができることを明らかにした。このことは、道徳規範と法規範の関係を考える際には、「権利」という概念を避けて通ることができないことをも示していると思われる。しかしながら、権利の研究については、その構造と具体的な中身に分けて、それぞれをさらに検討することが必要であることを指摘する段階に留まった。

(4) 法規範を論理式で表現する場合、条件法（もし～ならば、～である）をどのように理解すべきか、という難問に直面する。とくに条件法と様相を組み合わせる場合は、論点が多岐にわたり、本研究の期間内にはほとんど研究が進まなかった。この点については、今後の研究課題としたい。

本研究の当初の構想は、法規範の集合を一つのまとまりとしてとらえ、それと道徳規範の集合との関係を論理的に分類しようとするものであった。しかしながら、研究を進めていくうちに、個々の法・道徳規範を論理的に分析し、表現することを先に行わないことには、集合としての法と、集合としての道徳の多様な関係を分析し、整理することは困難であることがますます明らかとなった。そのため、本研究では当初の構想をすべて達成することはできなかったものの、今後取り組むべき研究課題と、その解決のための方向性を得ることはできたという意味で、非常に限定的ではあるが、本研究の主要目的（多様な法概念論を整理し、相互の関係を明確にすることによって、今後のより建設的な理論展開の基盤を提供する）は達成されたと考える。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

- ① ニルス・タイフケ（足立英彦訳）「原理としての人間の尊厳：人間の尊厳と衡量の概念的な結びつきについて」金沢法学 56 巻 1 号（2013 年）（掲載確定） 査読無

- ② ヤン・C・ヨエルデン（足立英彦訳）「義務を超える（功徳的）行為 [supererogation] の論理について」金沢法学 56 巻 1 号（2013 年）（掲載確定） 査読無
- ③ カーステン・ベッカー（足立英彦訳）「制度化された理性としての法？ ロバート・アレクシーの討議理論的な法構想について」金沢法学 54 巻 1 号（2011 年） 95-116 頁 査読無
- ④ 足立英彦「法規範の分類方法に関する一考察：個別規範と一般規範、行為規範と授權規範」東北亜法研究（全北大学）第 4 巻第 1 号（2010 年） 91-104 頁 査読無

〔学会発表〕（計 3 件）

- ① 足立英彦「倫理の可能性としての法：G. Radbruch の自由論について（法為倫理可能性：拉德布魯赫的自由論）」（2012 年 11 月 3 日 長沙/中国・第 5 回ラートブルフ法思想検討会）
- ② Hidehiko Adachi, Die Freiheitslehre von Gustav Radbruch (2011 年 8 月 19 日 フランクフルト/ドイツ：法哲学社会哲学国際連合第 25 回大会)
- ③ Hidehiko Adachi, A Goal of Legal Philosophy and Subjects in Legal Logic (2011 年 8 月 18 日 フランクフルト/ドイツ：法哲学社会哲国際連合第 25 回大会)

〔図書〕（計 2 件）

- ① Hidehiko Adachi, Das Recht als die Möglichkeit der Moral und der Unmoral: Das Verhältnis von Recht und Moral nach Gustav Radbruch, in: Martin Borowski (Hrsg.): Der Rechtsbegriff Gustav Radbruchs, 2013 (発行確定)
- ② 足立英彦「語用論的な法概念について」仲正昌樹編『叢書アレタイア 11 近代法とその限界』（御茶の水書房、2010 年） 215～238 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

足立 英彦 (ADACHI HIDEHIKO)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：30397202

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし